

事故の確認申請、審査等に関する規則

平 20. 1. 21 制定
平 24. 3. 14 一部改正
平 24. 11. 22 一部改正
2019. 3. 13 一部改正
2020. 12. 10 一部改正
2022. 6. 3 一部改正

(目 的)

第1条 この規則は、会員が、会員又はその金融先物取引業（定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは従業員（役員又は従業員であった者を含む。以下「従業員等」という。）の事故（金融商品取引法第39条第3項に規定する事故のうち金融先物取引業に係る事故に限る。以下同じ。）により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続、本協会における審査その他必要な事項を定め、本制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(確認申請)

第2条 会員は、会員又はその従業員等の事故により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該申込み、約束又は提供が事故に起因するものであることについて、あらかじめ当該事故の概要等を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を当該事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長等」という。）に提出し、確認を受けなければならない。

2 前項の確認申請書は、当該事故により、財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出するものとする。

3 会員は、第1項及び前項の確認申請書には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面（当該確認申請書が財産上の利益の提供の申込みに係るものである場合を除く。）その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。

(確認不要の場合の取扱い)

第3条 会員は、金商業府令第119条第1項第9号から第11号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供したときは、財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供した日の

属する月の翌月末までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式により管轄財務局長等に報告しなければならない。

- 2 会員は、前項の報告書を財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供した日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。
- 3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、その内容について説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

（本協会による審査）

第4条 本協会は、会員から第2条第1項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであるかどうかを審査する。

- 2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。

（管轄財務局長等への確認申請書の提出）

第5条 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであると認めるときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

（会員に対する確認結果の通知）

第6条 本協会は、会員から提出された確認申請書に係る申込み、約束又は提供について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、遅滞なく、その旨を当該会員に通知する。

（社内管理態勢の整備等）

第7条 会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続及び報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

- 2 会員は、前項の審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整備・保存し、適切に管理するものとする。

（金融商品仲介業者に係る事故確認）

第8条 本規則は、会員が行う金融商品仲介業者（定款第2条の2第7号に規定する金融商品仲介業者をいう。）又はその従業員等の事故に係る確認申請手続及び報告手続並びに当該事故に係る確認申請につき本協会が行う審査について準用する。

附 則

この規則は、平成20年1月21日から施行する。

附 則（平24. 3. 14一部改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（注） 改正条項は別紙様式。

附 則（平24. 11. 22一部改正）

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

（注） 改正条項は第1条。

附 則（2019. 3. 13一部改正）

この改正は、2019年4月1日から施行する。

（注） 改正条項は別紙様式。

附 則（2020. 12. 10一部改正）

この改正は、2020年12月10日から施行する。

（注） 改正条項は第1条から第3条まで、第5条、第7条及び第8条。

附 則（2022. 6. 3一部改正）

この改正は、2022年7月1日から施行する。

（注） 改正条項は別紙様式。

事 故 確 認 申 請 書

年 月 日

財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

商 号
代表者名
登録番号

金融商品取引法第39条第3項ただし書きの規定（同法第66条の15において準用する場合を含む）に基づき、下記事項及び必要書類を添付して事故の確認の申請をいたします。

記

1. 事故の発生した営業所等の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した者の氏名又は部署の名称
3. 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、所在地、代表者の氏名）
4. 事故の概要 別紙のとおり。
5. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因する理由。
6. 申込み若しくは約束又は提供しようとする財産上の利益の額
7. その他参考となるべき事項

担当者： 部 課
TEL（ — — ）

(別 紙)

会社名 _____

顧客名 _____

事故の概要

添付書類（顧客が内容を確認したことを証明する書類（法第39条第1項第2号の申込みに係るものである場合には、適用しない。）その他参考となるべき資料。）

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第119条第3項又は第277条第3項に基づく事故報告書

(年 月分)

年 月 日

財務(支)局長 殿
 沖縄総合事務局長 殿

会社名
 代表者名
 登録番号

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第119条第3項又は第277条第3項の規定に基づき、報告いたします。

| 年月日 | 事故の発生した営業所の名称及び所在地 | 行為者等の氏名又は部署名(仲介業者にあつては、仲介業者名) | 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称、所在地、代表者の氏名) | 行為区分 | 事故の概要及び理由 | 財産上の利益の額 | その他参考となるべき事項 |
|-----|--------------------|-------------------------------|--------------------------------------|------|-----------|----------|--------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

○ 「行為区分」別内訳

イ 件 円

ニ 件 円

ロ 件 円

ホ 件 円

ハ 件 円

合計 件 円

責任担当者 所属・役職 _____

氏 名 _____

T E L _____